

2025年1月15日

## 法人向け商品「ネオ de きぎょう重度がんプラス」を発売！ ～万一のときに加え、重度のがんによって働けなくなったときの事業保障を確保することができる～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：上原 高志）は、2025年2月1日より、法人のお客さま向けに一定期間災害死亡保障重視型重度がん定期保険「ネオ de きぎょう重度がんプラス」を発売します。

本商品は、経営者の万一のときに加え、経営への影響が大きい重度のがんと診断されたときの保障を提供するものです。お申込みにあたっては、健康状態に関する告知のみで医師の診査は不要としており、忙しい経営者のみなさまも簡便な手続きでお申し込みいただくことができます。

### 「ネオdeきぎょう重度がんプラス」のポイント

#### 1. 万一のときや、重度のがん（※1）と診断されたときの事業保障の確保が可能

経営者に必要な事業保障をご準備いただけます。万一のときだけでなく、重度のがんと診断されて働けなくなったときの事業保障をご準備いただけます。

#### 2. お客さまのニーズに応じて「解約返戻金あり型」「解約返戻金なし型」を選択可能

「解約返戻金あり型」は、事業保障に加えて、経営者の退職慰労金など将来に向けた事業資金の一部として解約返戻金をご活用いただけます。

「解約返戻金なし型」は、保険料を抑えつつ事業保障をご準備いただけます。

#### 3. 簡単なお手続きでのお申し込みが可能

健康状態に関する6項目の告知でお申し込みいただけます。

（※1）重度のがんとは、つぎのいずれかに該当するがんをいいます。

- ・がんの病期（ステージ）分類（※2）によりⅢ期またはⅣ期に分類されるがん（ただし、乳房・前立腺・甲状腺のがんは、Ⅳ期に分類される場合に限りです。）
- ・がんの病期（ステージ）分類のない所定のがん

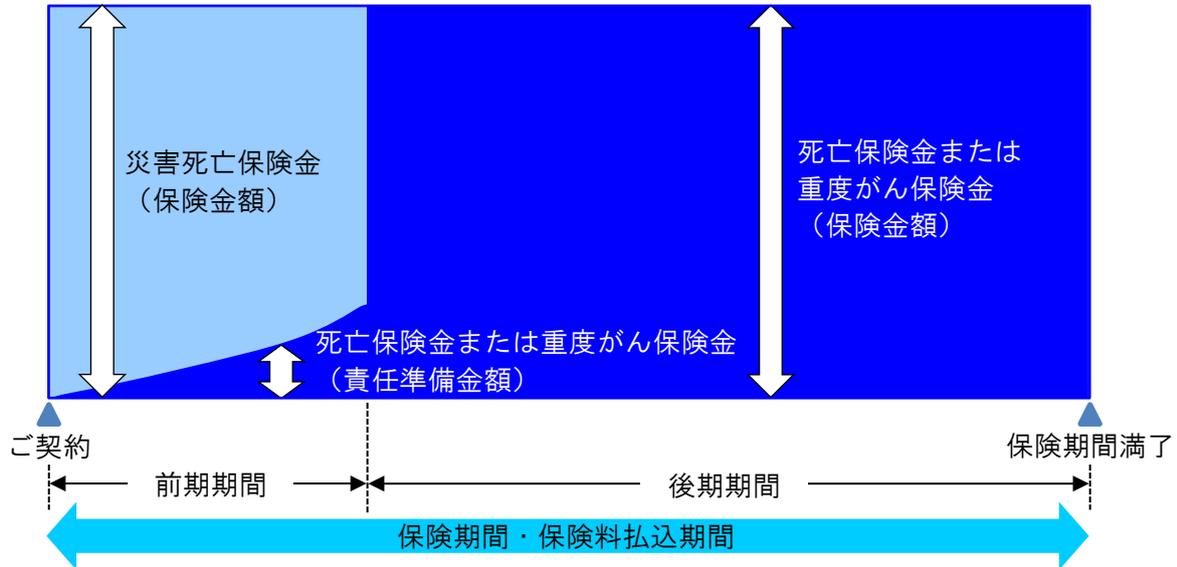
（※2）がんの病期（ステージ）分類とは、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」に定められた「病期分類」をいいます。

〈商品内容〉



一定期間災害死亡保障重視型重度がん定期保険

〈しくみ図 (イメージ)〉



※保険期間は前期期間と後期間に区分されます。お客さまのニーズに合わせて、前期期間は5年、10年、15年、20年、25年または30年のいずれかをご加入時にご選択いただき、後期間は5年以上であることを要します。

〈給付内容〉

	保険金	支払事由	支払額
前期期間	災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡されたとき	保険金額
	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が支払事由に該当した時までの経過年月数により計算した責任準備金額
	重度がん保険金	責任開始期前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、責任開始期以後、前期期間中に、重度のがんと初めて診断確定されたとき	責任開始期前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、責任開始期以後、前期期間中に、重度のがんと初めて診断確定されたとき
後期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額 (ただし、被保険者が前期期間中に重度がん保険金の支払事由に該当していた場合は被保険者が死亡した時までの経過年月数により計算した責任準備金額)
	重度がん保険金	責任開始期前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、後期間中に、責任開始期以後に初めて、重度のがんと診断確定されたとき	保険金額

※責任準備金とは、将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積み立てているものであり、既払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金額は経過月数ごとに変ります。

※災害死亡保険金、死亡保険金、重度がん保険金は重複してはお支払いしません。

※高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

※満期保険金はありません。

<保険料例>

(1) 解約返戻金あり型

99歳満期、前期期間5年、年払 保険金額1億円

年齢	男性	女性
40歳	2,871,500円	2,372,500円
50歳	3,746,900円	2,975,100円
60歳	5,122,500円	3,918,400円

(2) 解約返戻金なし型

80歳満期、前期期間5年、年払 保険金額1億円

年齢	男性	女性
40歳	1,015,900円	615,700円
50歳	1,473,300円	806,300円
60歳	2,062,800円	1,052,800円

<その他>

	解約返戻金あり型	解約返戻金なし型
契約年齢範囲	20歳～85歳	20歳～80歳
保険期間 (契約年齢により異なります)	60歳～99歳満期	60歳～90歳満期
保険料払込期間	保険期間と同一	
最低保険金額	500万円	
最高保険金額	3億円	
契約者貸付	取り扱います	取り扱いません

※契約形態は、契約者・死亡保険金受取人＝法人のみ取り扱います。

※保険料の自動振替貸付および復活の取扱はありません。



保険料の経理処理について、損金に算入される額は契約の最高解約返戻率《保険期間を通じた（解約返戻金 ÷ 払込保険料累計額）のピーク》によって異なります。

払込保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金は受取時に益金算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

以上

(注) この資料は2025年1月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。